

[総合地域研究所 平成29年度「共同研究」]

# 千葉県におけるいじめの現況と 対策における比較研究

研究代表者：覚正 豊和（敬愛大学国際学部教授）

特別研究員：横山 潔（元国立国会図書館専門調査員）

特別研究員：村木 保久（日白大学非常勤講師）

## はじめに

本研究では、「いじめ防止対策推進法（2013〔平成二十五〕年六月二十八日〔法律第七十一号〕）（以下、「法」という）の課題と対策について考察していきたい。

わが国において、学校における深刻ないじめ問題の発生、とりわけ「法」制定のきっかけになったとされる2011（平成23）年10月、滋賀県大津市で発生した中学2年生の男子生徒のいじめによる自殺事件および諸外国における学校でのいじめの研究により、学校を中心とした児童・生徒のあいだでの「いじめ」に対する問題意識の高まりから、国における対策の頂点に立つものとして2013（平成25）年に「法」が制定された。こうした「いじめ」の深刻さに対する理解および国における対応がなされるようになったこと自体は意義のあることである。そこで本稿では、同法が「いじめ」防止対策の過程において、どのように具体化され運用されているのかを調査し、「法」およびその対策の過程についての課題を明らかにしていきたい。すなわち、まず「法」について概観したうえで、とりわけ、いじめの問題を考える起点である「いじめ」の認知件数をめぐる状況について調査研究をした。それは、そもそも「法」の定義する「いじめ」の概念が多義的であり、そのことが「いじめ」の認知件数が莫大な数に及んでいること<sup>1)</sup>、さらに都道府県ごとの認知件数において大きな開きがあること等が原因になっているように思われたからである。したがって、聞き取り調査を実施した場所も、平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果のいじめ認知件数で上位3府県であった千葉県、宮城県および京都府の県庁・府庁、県警・府警本部、弁護士会、および千葉市役所・仙台市役所・京都市役所の担当部署である。

## 1 「法」にもとづくいじめ対策体系について

### (1) 「法」と条例等

この「法」は全35箇条および附則からなり、目的（同法第1条）、定義（同法第2条）、基本理念（同法第3条）、いじめの禁止（同法第4条）、国の責務（同法第5条）、地方公共団体の責務（同法第6条）、学校の設置者の責務（同法第7条）、学校及び学校の教職員の責務（同法第8条）、保護者の責務等（同法第9条）など、いじめの基本法としての役割を有している。

いじめ問題は、冒頭でも触れたように認知件数において地域差が顕著であり、その対応はそれぞれの地方公共団体、それぞれの学校に委ねられている。他方では、地方公共団体に共通する事項ないし、それぞれの地方公共団体を超えて国レベルで対応すべき事柄について、「法」の果たすべき役割はすくなくならず小さくない。

そこで、「法」の内容や役割についてみると、「法」が要請している法規範としては、まず、「法」にもとづいて制定される条例である（地方自治法第14条）。もうひとつは「法」にもとづいて定められる文部科学省および地方公共団体、さらに学校における「いじめ防止基本方針」（以下、「方針」という）である（同法第11条ないし第13条）。両者は規範ないし法規範の意味を有するものの、前者はいわば立法レベルでの対策であるのに対して、後者は行政レベルでの対策といえる。

これらのうち、「方針」は国（文部科学省〔以下、文科省〕）について「文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という）を定めるものとする」（同法第11条第1項）とし、学校については「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」（同法第13条）とされており、「方針」を定めることは必要とされている。これに対して、地方公共団体では「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という）を定めるよう努めるものとする」（同法第12条）とされ、法律上は任意的である。

こうした「方針」の状況に対して、いじめに関する条例の状況は次のようである。そもそも、行政レベルでのいじめ対策が「法」にもとづいて行われることになるのはもちろんであるが、先に述べたように「法」が地方公共団体に広くいじめ対策を委ねている以上、地方公共団体の行動の法的基礎（行為規範）は「法」だけではなく地域に対応した条例にもとづく必要もあるといえる。しかし、いじめ対策をめぐる条例の制定状況を見ると、たとえば、いじめ対策を担う組織のひとつである「いじめ問題対策連絡協議会」は同法第14条にもとづく条例により設置されているが（もっとも「法」では「できる」であり必要ではない）、いじめ対策にあたる組織の活動の基礎・法的根拠になる「いじめ防止対策推進法条例」といったものは、すべての地方公共団体において制定されているわけではない。この点について、われわれが実地調査をした3府県3市についてみれば、調査時において、そのような条例が制定されているのは京都市（「京都市いじめの防止等に関する条例」）および千葉県（「千葉県いじめ防止対策推進条例」）であり、これに対して、京都府、千葉市、宮城県及び仙台市では制定されていない。なお、宮城県<sup>2)</sup>および仙台市<sup>3)</sup>では条例制定の動きがあると伝えられている。

## （2）「法」の概観について

いじめ問題が学校という場で起こることからも、従来から行政レベルでの対応がされてきている。そうした場で「法」はどのようにその役割を果たそうとしているのだろうか。

すでに述べたように、いじめ問題に対する「法」の制定はそれ自体が教育の場におけるいじめの深刻さや重大さを認識し、さらに率先して国としていじめに対峙しようとする姿

勢を示すもので、「法」の制定自体は意義を有するものといえる。しかし、「法」がそのような姿勢を示しただけでは、法律としての役割が期待できるものではない。そこで「法」がいじめについて国全体に共通するどのような基準や対応を定めているのかを次に概観する。

「法」は基本法の性格からして、その規定はいじめ対策としては包括的である。たとえば、いじめ対策の主体に関して「法」は「国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携」（同法第3条第3項）と広く謳っている。しかし、その中心は国、地方公共団体、学校設置者および学校であろうし、さらに「法」の35箇条のおよそ半分は学校の役割を定めており、学校の役割がとりわけ大きい<sup>4)</sup>。これに対して、保護者については同法第9条および同法第9条第3項の2箇条のみである。

「法」の規定の仕方をみてみると、「努めなければならない」（同法第10条）、「できる」（同法第14条第1項）といった任意規定が少なくない。また、強行規定と思われる条文をみても、「法」がそこに掲げる内容は、学校で定めるものとされている「いじめ防止基本方針」もたんに「いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ…基本的な方針を定めるものとする」（同法第13条）との条文をはじめとして「必要な措置を講ずるものとする」といった規定に象徴されるように、「定める」ことや「措置を講ずる」こと自体は義務的ではあっても、その内容は一般的で抽象的・包括的である。たとえば、「法」は「道徳教育…の充実を図らなければならない」（同法第15条第1項）とするが、いじめ対策としてどのような「道徳教育」を行うべきかを述べることなく、その内容は設置者および学校に委ねられている。

もっとも、「法」が比較的具体的な内容を定める条文もある。たとえば、インターネットを介して「いじめ」を受けた児童等または保護者が、「いじめ」情報の削除を請求するにあたり法務局・地方法務局の協力を求めることができる（同法第19条第3項）。ただし、この規定も保護者に権利を付与するものなのか、あるいは協力するか否かの裁量を法務局等に委ねる請願権のひとつ（憲法第16条）なのかは明確ではない。また、いじめに関する相談があった場合の、学校教職員等から学校、学校から設置者への通報・報告という、「いじめ」の認知に係わる措置を定めた条文も挙げることができる（同法第23条第1項・第2項）。ここでは、いじめが犯罪にあたるような場合には学校が、「所轄警察署と連携しこれに対処することや、生命等に被害が生じる虞があるときは「所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない」と定めている（同条第6項）。これらのほか、「法」が比較的具体的な内容を定めるものとしては、学校での対応として別室授業（同法第22条第4項）、校長・教員による学校教育法第11条にもとづく懲戒（同法第25条）や「重大事態」に対する設置者・学校の調査および報告義務（同法第28条ないし第32条）などがある。

なお、警察の活動については、われわれの調査によれば、学校からの通報に限らず、警察に対して児童等から直接、いじめについての相談があった場合に警察は次のような処理をしているとのことである。犯罪に関わると思われる場合には<sup>5)</sup>所轄の警察を中心に相談者の意向等も配慮のうえ、警察は場合により自ら行動するとのことであり、そうでない場合には学校に通報するとのことであった（千葉県警・宮城県警）。この点につき、たとえば、宮城県警の場合、2016（平成28）年に同県警内では子どもからの通報・相談等は63件（小学生は27件）であり（ただし、いじめのみならず虐待事例も含まれる）、犯罪の可能性のない

ものは学校に通報する。一方、犯罪の疑いのある場合には慎重な配慮のうえ、警察が介入するとのことであった。然し、少年法の理念からしていかなる状況でも教育的配慮にもとづき警察の介入がなされなければならないからである。

### (3) 「いじめ」の定義について

「法」の「いじめ」の定義(同法第2条)について考察をしてみることにする。すでに述べたようにいじめの定義、すなわち、「法」が何を「いじめ」とするかについては、いじめ問題、いじめ対策の起点であり、かつ定義の変遷もあることからしても、重要な課題である。

まず、わが国の「いじめ」の定義の変遷をみていくと、国(文科省)は当初「自分より弱者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの」と定義づけた<sup>6)</sup>。次に、その内容から「自分より弱いものに対して一方的に」、「継続的」、「深刻な」および「学校としてその事実を確認している」の文言が削除・変更され、2006(平成18)年には「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とされた。そののち、「法」の制定により2013(平成25)年以降は、「法」にいう「一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」が「いじめ」の定義となっている(同法第2条第1項)。

そのほかに学校における「いじめ」の定義をみると、代表的な定義はダン・オルヴェウス(Dan Olweus)のもので、彼によれば「いじめとは一人または複数の個人が、一人または複数の個人により幾度にもわたり、かつ長期にわたって否定的行為(negativen Handlungen)にさらされている」<sup>7)</sup>ことをいうとしている。そして「否定的行為」とは他人に対する毀傷あるいは「いやがらせ」を行い、または行うことを企てることであり、具体的には、言語的(威嚇、嘲笑、悪口雑言など)、物理的(小突いたり、足蹴にしたり、つねったり、つかんだり…)、さらに非言語的(顔をしかめたり、ののしりを表す身振り、背を向けるといった行為…)として行われるとしている。これら「いじめ」はその継続が必要と考えがちであるが、オルヴェウス自身は「『否定的行為』が非常に深刻であるなら、一度のいやがらせも『いじめ』である」<sup>8)</sup>としている。さらに、彼は「いじめ」といえるためには、被害者と行為者(ないし行為者集団)とのあいだで力の不均衡が支配していることを要するとし、その不均衡とは身体的または心理的な「強さ」に関連するものとする。したがって、彼によれば、力の拮抗した2人の生徒が相争う喧嘩の場合には「いじめ」とはならない。

また、最近の立法例として、北アイルランドにおける「学校内におけるいじめにとり組む法律」(Addressing Bullying School Act [Northern Ireland] 2016 [Chapter 25]) (以下、「北アイルランド法」という)において「いじめ」は、「本法における『いじめ』のなかには、生徒または生徒のグループが、他の生徒または他の生徒のグループに身体的または感情的危害を生じさせる意図をもって、これらの生徒または生徒のグループに対し、次の各号のいずれかを繰り返し用いることが含まれる(が、これに限定されない)。(a)口頭、文書または電子の通信、(b)その他の行為、(c)これらの組み合わせ」(北アイルランド法第1条)と定義されている<sup>9)</sup>。

## 2 認知件数をめぐる問題

### (1) アンケートについての課題

いじめの認知件数の統計をみてみると、都道府県により大きな差がある。たとえば、文科省による2015（平成27）年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果（速報値）（以下、たんに「調査」という）によれば、認知件数が最多の千葉県は29,665件であるのに対し、もっとも少ない佐賀県では351件である。つまり、後者に対して前者はおよそ85倍もの「いじめ」が認知されていることになる（1,000人あたりの認知件数を比較してもおよそ13倍である）。

こうした大きな地域差は、地域ごとのいじめの発生状況をたしかに反映しているのかもしれない。「調査」には「いじめ」の認知の契機についての統計資料があり（「調査」47頁「都道府県別いじめの発見のきっかけ（国公立）」）、その項目には「アンケート調査などの学校の取組により発見」という項目がある。すなわち、「アンケートなど」で認知された「いじめ」の割合は、「アンケートなど」を契機に認知された「いじめ」の件数が各地方自治体の全認知件数に占める割合は、千葉県では62.5%（18,530件）、次いで認知件数が多い京都では86.3%であるのに対して、認知件数のもっとも少ない佐賀県では25.1%にとどまっている。これをみると、「など」とはあるものの、やはり、「いじめ」の当事者である児童等に対するアンケートは認知のきっかけとして中心的かつ重要な役割を果しているように思われる。この認知件数の差異の理由のひとつには、「いじめ」の実際の地域差のみならず、アンケートの内容自体と関わりがあるように思われる。

そこで、アンケートについてその実態を概観する（個々のアンケートは付録資料として後掲した）。アンケートのなかでは、「いじめ」が子どもたちにどのように問われているのか、すなわち「法」における「いじめ」の定義がアンケートではどのように具体化され問われているのかを、提供を受けたものから実例を示すことにする（認知件数の少ない自治体の調査は今回の調査研究ではできなかった）。なお、アンケートは市町村単位で実施し集計して、それを都道府県でまとめて文科省へ報告するので、アンケートの内容自体も基本的には市町村単位で作成されている。「いじめ」に関するアンケートの内容は多岐にわたり、自治体ごとの差異もあるが、具体的にどのような「いじめ」を経験したのかという質問事項に限ってまとめると、次のようなものである。

千葉県については県作成の小学校低学年用アンケートを基礎としたが、アンケートのその内容も含めて市町村単位で実施されるので、京都市および仙台市のものと比較してみるとその差異は明白である。個々のアンケートの内容を詳しく述べると次のような差異等がある。

千葉県では小学校を低学年用と高学年用に分け、さらに中学校用のものを作成している。それらはいずれも「ある」または「ない」に○をつける方法で回答するものである。まず、低学年用の「いじめ」についての質問項目は具体的な内容からなっている。なお、他のアンケートも同様であるが、必要に応じて漢字の多くには「ふりがな」が付されている。これに対して、中学校用のアンケートでは、小学校用のアンケートが被害者体験を質問する内容であるのに対し、中学校用では「いじめ」を目撃した・された・したの3方面からの質問がされている（当然、重複報告が予想される）。また、質問の仕方も小学校用のものに比

## 三都市のアンケート比較

	千葉県	京都市	仙台市
①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われた。	○	○	○
②仲間はずれ、集団による無視をされた。	○	○	○
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりした。	○	○	○
④ひどくぶたれたり、たたかれたり、けられたりした。	○	○	○
⑤お金を取られた。	○	※1	○
⑥大事なものをかくされたり、とられたり、こわされたり、すてられたりした。	○	○	※3
⑦嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。	○	○	○
⑧パソコンや携帯で、嫌なことをされた。	○	※2	※4
⑨その他(略)	○	○	×

※1 京都市のアンケートでこれに該当するのは千葉県のその⑤および⑥にまたがるもので次のような事項である。

- ・お金をものをムリに渡すように言われる。
- ・お金やものを隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。

※2 京都市のアンケートでこれに該当する質問項目として「・スマホやケータイなどでいやなことをされる」とされている。サイバー世界でのいじめという意味では実質的に差異はないといってよいであろう。

※3 仙台市のアンケートでこれに該当するのは千葉県のその⑤および⑥にまたがるもので次のような事項である。「じぶんの」に限定してはいるが、児童等には特段の意味を持たないと思われる。

- ・お金やじぶんのものをとられる。
- ・じぶんのものをかくされたり、よごされたり、こわされたりする。

※4 仙台市のアンケートでこれに該当する質問項目として「・パソコン、スマートフォンや携帯を使って、嫌なことをされる」とされている。サイバー世界でのいじめという意味では実質的に差異はないといってよいであろう。

較してより一般的・抽象的になっている。そして、その関心は、どちらかといえば、「いじめ」の有無よりもその方法に重点を置いたアンケートのように思われる。

京都市のアンケートでは発達段階での区別はとくにない。

仙台市のアンケートでも小学校低学年用など発達段階で異なったアンケートが実施され（小学校低学年用、小学校高学年用および中学校・高等学校用）表現は異なるが「いじめ」の具体的内容はおおむね同じである。ただ、アンケートに「いじめ」にあたる事項を具体的に列挙している点に特徴がある。小学校低学年用のもので一例を挙げると次のようになっている。

○ひやかされたり、からかわれたり、わるぐちやいやなことをいわれたりする。

（例えば）・からだやことばづかいなどをひやかされたり、からかわれたりする。

・いやがっていることを言われたり、いやなよびかたでよばれたりする。

先に概観したように、調査研究を行った地方公共団体についていえば、アンケートの内容、質問項目などについて、それほど大きな差異はないが、この点もこれらの府県の認知件数が多い理由のひとつといえよう。なぜならばこれらのアンケートに共通してみられる特徴として「いじめ」の質問項目が具体的かつ広範に及んでいるからである。たしかに、こうしたアンケートが「いじめ」の早期発見には有用であると思われる。たとえば、「法」の定める「重大事態」のひとつである自殺について、新聞等<sup>10)</sup>に掲載された記事によれば、

「いじめ」が関係したとされる自殺事例は計36件であるが（なお、これらは自殺と「いじめ」とのあいだの因果関係が認定された事件ではなく、あくまでも「いじめ」の事実が認定された事例である）、それらを認知件数の多い府県との関連でみると、千葉県では1件、宮城県では2件（ただし、うち1件は教員による「いじめ」あるいは「いじめ」があったとされる事例である）、京都府では0件（なお、未遂は1件ある）<sup>11)</sup>であった。

しかし、質問事項が広範に及んでいること、すなわち、広く「いじめ」を捉えることから、次のような問題も生ずるように思われる。たとえば、自分が落とした鉛筆を拾ってくれるよう頼んだのに、友達が拾ってくれなかったというような場合でさえ「いじめ」（ネグレクトによる心理的苦痛）と感じるかもしれない。また、拾うことを頼まれた子どもは「したくないことを命令された」と思うかもしれない。つまり、いじめを受けたと認識する側の者が、自分に対する他人の態度が「いじめ」なのか、それとも、「いじめ」とはいえないような、記憶には残ってもわだかまりなく翌日になったら遊ぶような、たんなる「諍い（トラブル）」に過ぎないのかという区別は、アンケートの対象となる子どもにとってはなかなか困難であるように思われる。そして、次のような調査の結果はそういったことを物語っているのではないか。たとえば、仙台市では「いじめ」の認知件数のうち全体の3割が低学年（小学1年生から3年生）が占めているとのことであった。もっとも、千葉市においては、その逆で、高学年（小学4年生から6年生）はほぼ横ばいだが、それらを100としたときに低学年ではおよそ50～70とのことである。おおむね学年ごとに増加傾向を示しているが、中学校においては1年生を100としたときに2年生では70、3年生では40という割合で、学年が進むにつれて減少傾向にあるとのことであった。さらに、京都市では小学校を100としたとき、中学校ではおよそ60（高等学校では5）となっており、やはり年齢が進むにしたがって減少する傾向にある。これらの数値の変化は「いじめ」の件数の増減の実態を反映しているだけでなく、子どもたちの社会生活への習熟度やアンケートへの理解度などの発達によって、子どもたち自らが「いじめ」とたんなる「諍い」とが区別できるようになった結果であるように思われる。

こうしたアンケートなどにおけるあいまいさ（「いじめ」と「諍い」との混同）の原因のひとつは、「法」における「いじめ」の定義が漠然としていることに由来するのではないか。つまり、本来的に漠然とした「いじめ」の定義からは上述したような広範な質問事項を掲げたアンケートとならざるを得ないであろうし、その結果として「いじめ」に対する理解や生活経験などから、それが「いじめ」なのか、「諍い」なのか、があいまいなまま、「諍い」が「いじめ」として認知されるのではないだろうかということである。

## （2）認知件数についての今日的課題

すでに述べたように、認知件数が多いことは決して悪いことではない。「法」第16条が要請する早期発見に資することにもなり、実質的にみても「いじめ」の深刻化、とりわけ重大事態の発生を未然に防ぐことも期待できる。こうした認知件数に対する肯定的な見方からか、2016（平成28）年度の「いじめ」の認知件数は323,808件に上り、前年より約10万件増え過去最多になった<sup>12)</sup>。その背景には、最近の文科省の「いじめ」に対する積極的な態度も影響しているように見受けられる<sup>13)</sup>。同省が『「けんかやふざけ合いでも事情を調べ、判断する」と呼びかけている』<sup>14)</sup>ことも影響しているだろう<sup>15)</sup>。しかし、こうした状況が、他方では、認知件数が少ない地方公共団体、さらには教育現場に対して、認知件数増

加の圧力がかかっているようである<sup>16)</sup>。たとえば、東京都の小学校教員の「『数が少ないと教育委員会から指導が入りますから』と管理職からいわれた」との声や「学級で報告したいじめの9割以上はその場限りのけんか。あまりに件数が多いので、重大な事例が埋もれ、見落としかねない」<sup>17)</sup>といった声もみられる<sup>18)</sup>。

こうした状況は、「いじめ」の認知件数自体の信憑性に疑問を抱かせることになってしまう。つまり、「いじめ」が「諍い」のなかに埋没してしまうことになる。さらに、限りある「いじめ」対策の資源を有効に活用できなくなるであろう。他方、正確を期するなら「いじめ」と「諍い」との区別を現場の教師が見極める必要も出てくるであろう。実際に、調査研究では、「いじめ」と「諍い」とを区別するため、アンケートの結果を端緒として教員がさらに子どもたちを観察し「いじめ」かそうでないかを判断したうえで、「いじめ」として認知するとしているところもあった（これは実態把握のためには有効ではあるが、教員の負担はさらに増えるという問題が生ずる）。

### おわりに

「法」の制定を契機に、全国的に「いじめ」に対する問題意識が高まり、そのとり組みがなされるようになったという点に「法」を制定したことの意義を見いだすことはできる。しかし、「基本法」としての性格やいじめ問題の地域性や個別具体性ゆえにか、「法」は一般的・抽象的で総花的である（もっとも、いわゆるネットいじめに対する対策〔同法第19条第3項〕や「重大事態」に対する規定〔同法第28条ないし第32条〕などのように具体的な内容も盛り込まれてはいる）<sup>19)</sup>。さらにいえば、そもそも「いじめ」対策にどこまで立法的な対応が必要かつ有効であるのかは、具体的なとり組みのなかで十分に検討されなければならない。

実地調査のなかでは、「法」の制定前からすでに「いじめ」問題には積極的に取り組んでいたとの声も聞いた。また、前述の条例との関係では、「対策条例」といったものが特になくとも対応できるとの意見もあった。たしかに、外国においては、そういった「いじめ」対策の実情から、わが国の「法」と類似の立法例をあまり見いだすことができない。たとえば、イギリスでみると北アイルランドでは新法を制定したが、他の地域ではどのような対応によっていじめ問題にあたっているのだろうか。

こうしたなかであって、「法」の有用性を高めるために、これまで述べてきたことをもとに次の2点を結論としたい。

#### ① 定義の明確化（「継続性」について）

いじめの認知件数の急増には、「いじめ」の定義のあいまいさにもその一因があるように思われる。その結果、たとえば「けんか」までも「いじめ」とするような状況は、前述のように認知件数の実態把握にも好ましくない影響を与え「いじめ」対策の充実を妨げてしまうであろう。そもそも、ダン・オルヴェウスの定義にもみられるように、「いじめ」と「けんか」とは区別されるべき概念であるはずである。こうしたことから、より根本的な解決方法のひとつとして、「いじめ」の定義の再考が望まれよう。それゆえ、以下では定義規定に関して、とりわけ「継続性」という要件について検討してみることにする。先にも述べたが、文科省の当初の「いじめ」の定義は、1985（昭和60）年では「継続性」ということが盛り込まれていたものの<sup>20)</sup>、2006（平成18）年度の定義では「継続性」の文言が削除されている。本稿でとりあげた「法」は、これを踏襲し、「法」の定義する「いじめ」に

「継続性」という要件を除いている（同法第2条）。

ダン・オルヴェウスの定義でも『『否定的行為』が非常に深刻であるなら、一度のいやがらせも『いじめ』』としている。また、「北アイルランド法」は「いじめ」にあたる行為が「反復して用いることが含まれる（が、これに限定されない）」（同法第1条）とある。しかし、同法の法案段階ではたんに「反復して用いること」（法案第1条第1項a号）とあった。そこでいう反復（性）とは“repetition”で、「いじめ」にあたる行為が複数回なされることを意味する。これに対し、文科省の定義で用いられた「継続性」は時間的な概念である。しかし、反復つまり繰り返すには一定の期間を要するし、他方で、たとえばネグレクトは反復ではなく継続が問題になる。そこで、本稿では反復性を含むものとして、以下「継続性」という文言を用いることにする。ところで、「北アイルランド法」における法案から法への変遷過程は次のようなものであった。「継続性」について、北アイルランド教育省が開催した協議会の調査では、回答者の66%が「継続性」を要件とすることに同意したものの、22%は同意しなかったとされている。なお、同意した者の内訳は、教師の割合が83%、生徒または親の割合が65%であった。これらからみるとやはり「継続性」というのは重要な「いじめ」の要素といえよう。

このように、ダン・オルヴェウスや「北アイルランド法」では、「継続性」を欠く「いじめ」があることを認めているが、これは、わが国の「法」とは異なり、例外的に扱われている。むしろ、継続性を欠く「いじめ」とされる問題行動は継続的な、本来的な「いじめ」とは別次元で解決を図られるべき個別的な問題に違いない。したがって、原則的に「継続性」の要件を除いて「いじめ」を定義している「法」の定義はなお検討の余地があるように思われる。

## ② アンケートの改善（全国的に統一したアンケートについて）等

アンケート調査が、前述のように、「いじめ」の認知のきっかけとして重要な役割を果たしており、また「法」が国レベルで「いじめ」を定義している以上、「いじめ」の認知件数を調査するために行われるアンケートについては、実施だけでなくその具体的内容を地方公共団体にすべて委ねてしまうのは妥当ではないと思われる。なぜなら異なった基準（アンケート）から異なった答えが出るのは当然だからである<sup>21, 22)</sup>。たしかに、調査研究を行った地方公共団体のアンケート内容はほぼ共通するが、それでも差異はある。しかし、冒頭にも述べたように「法」が「いじめ」を定義している以上（全国の「いじめ」の認知件数を調査するためのアンケートでは各自治体に委ねる部分はあるにしても）、少なくとも何が「いじめ」なのか（「いじめ」の具体的な態様）の点については、「法」のなかで具体化すべきかは勿論、国としてその内容を統一すべきである。

### （注）

- 1) 平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果（速報値）（以下、たんに「統計」という）によれば「小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめの認知件数は224,540件であり、児童生徒1,000人当たりの認知件数は16.4件である」とされている。
- 2) 『河北新報オンラインニュース』2017年8月30日。
- 3) 『朝日新聞 デジタル』2017年6月21日。
- 4) このことは、さらにいえば、「いじめ」対策が教員に大きく依存することを意味するであろう。この点について、2013年における「北アイルランドいじめ撲滅フォーラム」の再検討が示唆したところは次のようなものである：

教師の教育は、いじめにとり組むに当たって、「最も重要」(paramount importance)であり、とりわけ、「初等教員教育」(Initial Teacher Education)のなかには、いじめに関する内容が含まれるべきであり、「継続職業開発」(Continuing Professional Development)には、いじめに関する訓練の機会と基金が提供されるべきであるとし、新しい、かつ複雑なタイプのいじめを考慮して、学校を支援する追加訓練と資源が「緊急に必要であること」(urgent need)を確認したとのことである。

- 5) この点、少年法では「十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年」(少年法第3条第1項第2号)のいわゆる触法少年という概念をもうけている。
- 6) 1985年。なお、同年の警察庁の定義では「いじめ」とは「単独又は複数で、単独又は複数の特定人に対して、身体に対する物理的攻撃又は言語による脅し、いやがらせ、仲間はずれ、無視等の心理的圧迫を反復継続して行うことにより、苦痛を与えること」とされていた。
- 7) Dan Olweus, *Mobbing - Vad vi vet vi kan goera*, Liher, Stockehorm, 1986
- 8) 同上。
- 9) (1) 本法における「いじめ」の中には、次の各号のいずれかが含まれる。
  - (a) 口頭、文書若しくは電子の通信若しくは身体的行為(又はこれらの組み合わせ)を反復して用いること
  - (b) 他の生徒又は生徒のグループによって
  - (c) 他の生徒又は他の生徒のグループによって
  - (d) 他の生徒又は他の生徒のグループに身体的又は感情的危害を生じさせる意図をもって
 (2) 前項の適用上、「行為」(act)の中には、不作為が含まれる。
- 10) 『日経テレコン』2006年1月～2017年6月。
- 11) 武田さち子「自殺・自殺未遂(指導死含む)調査委員会一覧」。
- 12) 『朝日新聞』2017年10月27日朝刊。
- 13) 2016年10月には文科省の有識者会議が同省に対する提言のなかで「認知件数が少ない都道府県には、文科省が直接、個別に指導することを求めた」(『朝日新聞』2016年10月25日朝刊)。
- 14) 『朝日新聞』2017年10月27日朝刊。
- 15) 上述の2016年の提言に先立つ2014年度はいじめについての調査の際には、「締め切った後に、文科省が再調査を求めている。その結果、約3万件増え…」たとされている(『朝日新聞』2015年10月28日朝刊)。当該再調査の際には文科省が「小さな兆候も見逃さない」という趣旨の通知をしている(『朝日新聞』2015年10月27日)。
- 16) 『読売新聞』2017年12月14日夕刊「いじめゼロなら再検証」。
- 17) 『朝日新聞』2017年10月27日朝刊。
- 18) こうしたことは上述(11)の2014年度の再調査においてもすでに指摘されている。福岡県では「『授業で答えを間違った子供を冷やかした』。『トラブル』として扱っていた事案も、通知後は『いじめ』と数えなおした」などの事例がある(『朝日新聞』2015年10月27日)。
- 19) たとえば同法第3条第2項・第3項は、「理事会」に対し、いじめ事件の動機にまで遡る具体的な記録を求めている。
- 20) さらに、警察庁の定義(1985〔昭和60〕年)も同様に「反復継続」を要件としている。
- 21) 統計に関して、北アイルランドにおいても次のような指摘がされている：
 

いじめに関する立法の提案について、教育大臣は、2013年に、「北アイルランドいじめ撲滅フォーラム」(Northern Ireland Anti-Bullying Forum: NIABF)による学校内におけるいじめ撲滅政策と実際の再検討を委託した。再検討によって、いじめ事件の記録に一貫性を欠くことが、問題の規模を評価し、動機の要素を確認し、政策実行の効果を監視する学校の能力を制限することに注目した。
- 22) 『朝日新聞』2018年3月16日夕刊「『いじめ』判断基準24%が限定的解釈、総務省公立小中高校で調査」。

**【資料】** 2016年学校内におけるいじめに取り組む法律(北アイルランド)(2016年法律第25号)

第1条 「いじめ」(bullying)の定義

- (1) 本法における「いじめ」の中には、生徒又は生徒のグループが、他の生徒又は他の生徒のグループに身体的又は感情的危害を生じさせる意図をもって、これらの生徒又は生徒のグループに対し、次の各号のいずれかを反復して用いることが含まれる(が、これに限定されない)。

- (a) 口頭、文書又は電子の通信
- (b) その他の行為
- (c) これらの組合せ

- (2) 前項の適用上、「行為」(act)の中には、不作為が含まれる。

第2条 「理事会」(Board of Governors)がいじめを防止する措置を確保する義務

- (1) 公費助成を受けている学校の「理事会」は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) 当該学校の登録生徒を含むいじめを防止することを志向する政策が、当該学校で追求されることを確保すること
- (b) 当該学校において、「理事会」によってであると、当該学校の職員によってであると、又はその他の者によってであるとを問わず）次のいずれかにおける、当該学校の登録生徒を含むいじめを防止する目的で、措置が講じられるように決定すること
- (i) 授業日中の当該学校の敷地上
- (ii) 授業期間中の登下校中
- (iii) 当該生徒が当該学校の職員構成員の合法的な管理又は監督中にある間
- (iv) 当該生徒が当該学校のために取り決められた教育の提供、又は当該学校の敷地上以外の場所で用意された教育の提供を受けている期間中
- (c) 次の両者を具備して、これらの措置を再審査すること
- (i) 4年を超えない間隔で
- (ii) (iを損なわないで)「当該省」(the Department) が指示することができる期間に
- (d) これらの措置を決定するか、又は見直すに先立って、(それが適切であると認められる方法で) 当該学校の校長と登録児童及びこれらの児童の両親の意見を聴取すること
- (e) これらの措置を決定するか、又は再検討するに当たって、当該省が与えたガイダンスを適切に顧慮すること
- (f) これらの措置の陳述書を準備し、次の両者を確保すること
- (i) 当該陳述の写しが、無料で、かつ管理者委員会が適切と思量する形式で、当該学校の全登録生徒の両親及び当該学校の職員に与えられ、その他利用に供されること
- (ii) 当該陳述の写しが、あらゆる合理的な機会に、無料で、かつ管理者委員会が適切と思量する形式で、当該学校の閲覧に利用されること
- (g) これらの措置が講じられることを確保すること
- (2) 公費助成を受けている学校の「理事会」は、自己が合理的と思量する範囲まで、当該学校において、「理事会」によってであると、当該学校の職員によってであると、又はその他の者によってであるとを問わず）当該学校の登録生徒を含む、次の各号のすべてのいじめを防止する目的で、措置が講じられるように考慮することができる。
- (a) 電子通信を含むいじめ
- (b) 前項b号に列挙する以外の環境で行われるいじめ
- (c) 当該学校の当該生徒の教育に有害な結果を及ぼすおそれがあるいじめ
- (3) 第1項c号iiに基づく指示は、次の各号のいずれかに関係して、与えることができる。
- (a) 公費助成を受けている学校一般に関係して
- (b) 公費助成を受けている学校の等級又は範囲に関係して
- (c) 特定の1又は複数の公費助成を受けている学校に関係して
- (4) 1998年教育（北アイルランド）命令第3条（校長が措置を決定する義務）の第3項a号ii中の、「及び特に、生徒間のあらゆる形態のいじめを防止する」の語を削除する。
- 第3条 いじめ事件を記録する義務
- (1) 公費助成を受けている学校の「理事会」は、次のいずれかにおいて生ずる、当該学校の登録生徒を含むいじめのすべての事件が記録されることを確保しなければならない。
- (a) 授業日中の当該学校の敷地上
- (b) 授業期間中の登下校中
- (c) 当該生徒が当該学校の職員構成員の合法的な管理又は監督中にある間
- (d) 当該生徒が当該学校のために取り決められた教育の提供、又は当該学校の敷地上以外の場所で用意された教育の提供を受けている期間中
- (2) 前項に基づく記録には、次の各号のすべてが記載されなければならない。
- (a) 当該状況のすべてから、当該事件の動機と認められる事項の陳述
- (b) 第1条によって定義されたいじめの方法の陳述
- (c) 事件に向けられた方法についての情報の内容
- (3) 前項a号の適用上、動機には、例えば、次の各号に関係づけることができる。
- (a) 宗教的信条、政治的意見、人種集団、年齢、性別、性的志向又は配偶者の地位の相違
- (b) 障害を有する者と有しない者間の相違
- (c) 被扶養者を有する者と有しない者間の相違
- (d) 性別再判定が基礎になっている者間の相違
- (e) 妊娠が基礎になっている者間の相違

- (4) 「当該省」は、否定の決議に服する命令をもって、前項を改めることができる。
- (5) 「当該省」は、おりにつけて、「理事会」が本条に基づいて記録する義務を遵守する方法に関するガイダンスを公表することができ、「理事会」は、本条に基づく義務を遵守するに当たって、本条に基づいて当分の間公表されるためのガイダンスを適切に顧慮しなければならない。

#### 第4条 解釈

- (1) 本法において「当該省」(the Department)とは、「教育省」(Department of Education)をいう。「生徒」(pupil)とは、留保条件なく使用されるときは、保育園で教育の提供を受ける者を除き、「教育命令」(Education Orders)に基づいて教育の提供を受ける年齢の者をいう。
- (2) 「1986年教育及び図書館(北アイルランド)命令」(Education and Libraries「Northern Ireland」Order 1986)第2条第2項中で定義されているその他の文言及び表現は、本法において、当該命令中における同一の意味を有する。

#### 第5条 略称及び施行

- (1) 本法は、「2016年学校内におけるいじめにとり組む法律(北アイルランド)」(Addressing Bullying in Schools Act (Northern Ireland) 2016)と引用することができる。
- (2) 本条は、本法が裁可を受けた後の日に効力を有する。
- (3) 本法のその他の規定は、当該省が命令をもって指定することができる日又は複数の日に効力を有する。

#### (参考資料)

- ・ Caroline Perry, Addressing Bullying in Schools Bill (NIAR 612-15) (Northern Ireland Assembly Research and Information Service Bill Paper, 3rd December 2015).
- ・ Addressing Bullying in schools Bill (Bill 71/11-16) (Equality Commission for Northern Ireland).
- ・ Department of Education Addressing Bullying in Schools Consultation Document.
- ・ Peter Goldblum, Dorothy L. Espelage, Joyce Chu, Bruce Bongar, Youth Suicide and Bullying, Challenges and Strategies for Prevention and Intervention, Oxford University Press, 2015.
- ・ Stavros P. Kiriakidis, Bullying Among Youth: Issues, Interventions and Theory, Nova Science Publishers Inc, 2014.
- ・ Helen Cowie, Carrie-Anne Myers, Bullying Among University Students: Cross-National Perspectives, Routledge, 2016.
- ・ Phyllis Kaufman Goodstein, How to Stop Bullying in Classrooms and Schools: Using Social Architecture to Prevent, Lessen, and End Bullying, Routledge, 2013.
- ・ Franklin E. Zimring, David S. Tanenhaus, Choosing the Future for American Juvenile Justice, New York University Press, 2014.
- ・ Jessie Klein, The Bullying Society: School Shooting and the Crisis of Bullying in America's Schools, New York University Press, 2012.
- ・ James C. Hanks, School Bullying: How Long Is the Arm of the Law? Second Edition, American Bar Association, 2015.
- ・ United Nations Special Representative of the Secretary-General on Violence Against Children, Ending the Torment: Tackling Bullying from the Schoolyard to Cyberspace, Office of the Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children, New York, 2016.

【付録資料】 平成28年度 千葉市

いじめアンケート例【小学校1】

いじめについての調査

( )年( )月( )日

今年の4月から、今年までのことについて、下の質問に答えてください。ここに書いてくれた内容については、必ず秘密にします。①～⑭は(はい いいえ)のどちらかに○をつけてください。⑮は、具体的にいじめの内容を書いてください。

① 赤やかしやからかい、悪口や噂し文句、嫌なことを言われた。(はい いいえ)

② 仲間はずれ、集団による嫌悪をされた。(はい いいえ)

③ 靴やぶつかられたり、髪をよりをしたたかれたり、けられたりした。(はい いいえ)

④ ひどくぶたれたり、たたかれたり、けられたりした。(はい いいえ)

⑤ お金をとられた。(はい いいえ)

⑥ 大事なものを奪われたり、とられたり、こぼされたり、すてられたりした。(はい いいえ)

⑦ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。(はい いいえ)

⑧ パソコンや携帯電話で、いやなことをされた。(はい いいえ)

⑨ その他(いつ、誰に、どんなことをされましたか、具体的にいじめの内容を書いてください。いじめを見たことや聞いたことがあれば書いてください)

ありがとうございました。

いじめアンケート例【小学校2】

学校の先生になってからのことで、書いてほめるよみをつけてください。 筆名

【自分のことについて】

1 ずれがめと意におおけさによられる ー ある ない

2 とりの人につくえをはなされる ー ある ない

3 なかまをされたり、むしされたりする ー ある ない

4 おかしくないに笑われる ー ある ない

5 悪口や噂をけつられたり、悪口や噂で侮はれたりする ー ある ない

6 いじられたり、からかわれたり、悪口を言われる ー ある ない

7 いやなことを言われたり、ばかにされたりする ー ある ない

8 かるくぶつかられたり、髪をよりをしたたかれたり、けられたりする ー ある ない

9 ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする ー ある ない

10 仲間や仲間をとおしつづられたり、かばんを奪はされたりする ー ある ない

11 おどろくようなことを言われたり、危険なことをさせられたりする ー ある ない

12 仲間をたぶられるが、はずかしくしてさせられる ー ある ない

13 メールやネット上のサイト、携帯電話などで、嫌なことが書かれている ー ある ない

14 悪口のものやめくされたり、悪口をけられたり、こわされたりする ー ある ない

15 お金やものをとられたり、おどらされたりする ー ある ない

【周りの人について】

1 ずれがめと意におおけさによられている人がある ー いる いない

2 とりの人につくえをはなされている人がある ー いる いない

3 なかまをされたり、むしされたりにしている人がある ー いる いない

4 おかしくないに笑われている人がある ー いる いない

5 悪口や噂をけつられたり、悪口や噂で侮はれたりしている人がある ー いる いない

6 いじられたり、からかわれたり、悪口を言われている人がある ー いる いない

7 いやなことを言われたり、ばかにされたりしている人がある ー いる いない

8 かるくぶつかられたり、髪をよりをしたたかれたりしている人がある ー いる いない

9 ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりしている人がある ー いる いない

10 仲間や仲間をとおしつづられている人がある ー いる いない

11 おどろくようなことを言われたり、危険なことをさせられている人がある ー いる いない

12 仲間をたぶられるなど、はずかしくしてさせられている人がある ー いる いない

13 メールやネット上のサイト、携帯電話などで、嫌なことが書かれている人がある ー いる いない

14 悪口のものやめくされたり、悪口をけられたり、こわされたりしている人がある ー いる いない

15 お金やものをとられたり、おどらされたりにしている人がある ー いる いない

16 泣いている人がある ー いる いない

■気に入ることや嬉しいことを書いてください。

■相談したいことがある人はここに「○」を書いてください。

いじめアンケート例【中学校】

いじめに関するアンケート(〇〇年〇月実施)

〇〇年 〇月 〇日

いじめに関するアンケートです。このアンケートの情報は現在の学年・学年の状況とあなた自身のことを知り、今後の学校生活の改善を図るためのものです。よく読んで正確に答えてください。

記入の方法：平成〇〇年の4月から今年までの体験を答えてください。各質問について○をつける部分と、指示にしたがって答える部分があります。

質問1 いじめを見た経験(どちらかの番号に○をつけてください)

いじめを見たことがある 1 いじめを見たことはない 2

質問2 質問1で答えた人だけ、どんないじめかを下から選んで空欄に○をつけてください。(複数回答可)

ア なる・ける等の暴力的ないじめ

イ 悪口やその人の短所等を言葉で言ういじめ

ウ 悪しきたときやあいさつをしたときに無視をするいじめ

エ 仲間はずれにするいじめ

オ その他

その他の具体的な内容( )

\*例：ネットへの書き込み など

質問2-2 質問1で「1 ある」と答えた人で、読んでいた書物について書いてください。

いつ頃 誰が 誰に どんなことをしていましたか

質問3 いじめられた経験(どちらかの番号に○をつけてください)

いじめられたことがある 1 いじめられたことはない 2

質問4 質問3で答えた人だけ、どんないじめかを下から選んで空欄に○をつけてください。(複数回答可)

ア なる・ける等の暴力的ないじめ

イ 悪口やその人の短所等を言葉で言ういじめ

ウ 悪しきたときやあいさつをしたときに無視をするいじめ

エ 仲間はずれにするいじめ

オ その他

その他の具体的な内容( )

質問4-2 質問4で「1 ある」と答えた人で、読んでいた書物について書いてください。

いつ頃	誰が	誰に	どんなことをされましたか	解読されましたか
				( )解読した
				( )解読されな
				( )解読した
				( )解読されな

質問5 いじめた経験(どちらかの番号に○をつけてください)

いじめたことがある 1 いじめたことはない 2

質問6 質問5で答えた人だけ、どんないじめかを下から選んで空欄に○をつけてください。(複数回答可)

ア なる・ける等の暴力的ないじめ

イ 悪口やその人の短所等を言葉で言ういじめ

ウ 悪しきたときやあいさつをしたときに無視をするいじめ

エ 仲間はずれにするいじめ

オ その他

その他の具体的な内容( )

質問7 その他

いじめのこと、つらい思いをしたなど、クラスの様子など・・・

何の先生に相談したいことがあったら、自由に書いてください。

また、このアンケートは、匿名で回答できますが、もしつかえなければ以後を覚えてください。保護者を守ります。

あなたの氏名 ー 書くなくても構いません。

担任の先生に、提出してください。

□署名、ありがとうございました。

【付録資料】 平成28年度 千葉県

学校生活アンケート (問)

( )年( )組 男・女

1 自分の気持ちに合う数字に○をつけてください。

① 学校生活は楽しいですか。 とても楽しい 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 楽しくない

② 仲の良い友達がいいますか。 たくさんいる 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 いない

2 次のことについて、自分に当てはまるものに○をつけてください。

①言葉や文字によるひやかし・からかいがありましたか。	ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日
②仲間を悪くされたことがありますか。	ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日
③仲間はずれや無視をされたことがありますか。	ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日
④たたかれたり、けられたり、押されたりすることはありましたか。	ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日
⑤前編や当番の仕事を押し付けられたことがありますか。	ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日
⑥送られてきたメールやネット上の書き込み等で不快に感じたことがありますか。	ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日
⑦「〇〇さんとお話のせやめよう」などと誰かから仲間はずれにすることを強いられたことがありますか。	ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日
⑧嫌なことを書いたメモを回したことがありますか。	ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日
⑨ ①～⑧について、友だちがやっていたり話していたりしたのを見たことがありますか。	ない	あり		
⑩あなたはいじめられたことを誰かに相談したことがありますか。	ない	ある		
⑪いじめについて、先生に話していることはありますか。	ない	ある		
⑫あなたやあなたの友だちで「いじめ」のために休んだり学校生活で生活している人はいませんか。	はい	いい		

3 学校でいじめがあったり、いじめを見たことはありますか。あれば書いてください。

4 学校生活に不安や悩みはありませんか。あれば書いてください。

\*自分の名前を書いてもらいたいと思う人は書いてください。

名前

このアンケート (問) は中学生向けの内容になっています。発達段階に応じて適切な内容になるように検討した上で実施してください。

【付録資料】 平成28年度 京都府

「いじめ」についてのアンケート

( )年( )組 名前( )

このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするためのものです。

<全員、答えてください>

1 4月から今日まで、友だちからされたことで、いやな思いをしたことはありますか？

( ) ①はい ⇒ 2に書いてください。  
( ) ②いいえ ⇒ 4に書いてください(2・3は答える必要はありません)。

<4月から今日まで、友だちからされたことで、いやな思いをしたことがある人は、答えてください>

2 それは、どのようなことですか。(いくつを書いても構いません。)

( ) ① からかわれる、悪口やいやなことを言われる。  
( ) ② 仲間はずれや無視をされる。  
( ) ③ 軽くぶつかわれる、たたかれる、けられる。  
( ) ④ ひどくぶつかわれる、たたかれる、けられる。  
( ) ⑤ お金やものを盗み取られる、強盗される、捨てられる。  
( ) ⑥ お金やものを盗まれる、強盗される、捨てられる。  
( ) ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる、させられる。  
( ) ⑧ スマホやケータイなどでいやなことをされる。  
( ) ⑨ その他

<4月から今日まで、友だちからされたことで、いやな思いをしたことがある人は、答えてください>

3 どうですか。

( ) ① ない  
( ) ② ときどきある  
( ) ③ よくある

<全員、答えてください>

4 友だちがいじめられているのを見たことがありますか。

( ) ①はい ⇒ どのようないじめか書いてください。  
( ) ②いいえ ⇒ 日に書いてください。

<全員、答えてください>

5 いじめをなくするためにどうすればよいと思うか、書いてください。

【付録資料】 平成28年度 京都府

【小学校・中学校用】

いじめのアンケート

児童・生徒のみさんへ  
このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施します。日頃の学校生活を振り返って、思いを書いてください。

年 組 名 前

※後回しは、書きたくなければ、書かなくても構いません。

問1 あなたは、今年の〇月〇日から今日までの間、だれから(同じクラスや学年の人だけでなく、違う学年や他の学校の人も含む)、「問2」の①～⑤に当たるようなことをされて、いやな思いをした事がありますか？

( ) ① あり ( ) ② ない

※「あり」と答えた人は問2・3・4・5に、「ない」と答えた人は問4・5に答えてください。

問2 それどのようなことですか。されたこと全てに○をしてください。

① ( ) 冷やかしかからかい、悪口や悪し文句、嫌なことを言われる。  
② ( ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。  
③ ( ) 軽くぶつかわれたり、遠ぶりをしたり叩かれたり、蹴られたりする。  
④ ( ) ひどくぶつかわれたり、叩かれたり、蹴られたりする。  
⑤ ( ) 金品をたかられる。  
⑥ ( ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。  
⑦ ( ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、させたりする。  
⑧ ( ) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。  
⑨ その他 ( )

※上のこと以外にあれば書いてください。

問3 今はどうなっていますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

①今はない ②今もときどきある ③今もよくある

問4 いじめられている人を見たことがありますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

①ある ②ない

「あり」に○をつけた人は、知っていることを書いてください。

問5 いじめをなくするためにどうすればよいと思うか、書いてください。

平成28年度 別紙2

### 仙台市いじめ実態把握調査

(小学校1～3年生用、特別支援学校用)

それぞれのしつもんをよんで、いちばんあてはまるこたえをえらんでください。みなさんといっしょに、たのしい学校せいかつをつくりあげていくためのちようさです。

しようじなきもちで、しつもんにこたえてください。

学校からのメッセージ

学校長 ○○○ ○○

仙台市教育委員会

1

こたえのまえによんでください

いじめは、つぎのようなことをされたらからされて、とてもいやだとかんじることです。

- ひやかされたり、からかわれたり、わるぐちやいやなことせいわれたりする。  
解説①・からだやこぼつがいなどをひやかされたり、からかわれたりする。  
 ・いやがっていることを言われたり、いやなよびかたでよばれたりする。
- なかせはづれにされたり、みんなにむしされたりする。  
解説①・いっしょを歩けないでもらえない。  
 ・じぶんのもちものやつくえ、いずなどをさわらないようにされる。
- かまくつかられたり、なぐられたり、けられたりする。
- ひどくなぐられたり、たたかれたり、けられたりする。
- おまやじぶんのもをとりられる。  
解説①・おまやものをもつてくようめいめいされる。
- じぶんのもをかくされたり、よごされたり、こわされたりする。  
解説①・もちものをかくされたり、もちものにいたずらされたりする。
- いやなことやはずかしいこと、あぶないことせされたり、させられたりする。  
解説①・あくをながされる。  
 ・したくないことをするようめいめいされる。
- パソコン、スマートフォンやけいたいでんわをつかって、いやなことせされる。  
解説①・スマートフォンをつかってわるぐちをせられる。  
 ・メールなどによっていじめや嫌なことをせられる。

2

つぎの1から10までのしつもんについて、あてはまるものに○をつけてください。  
 『そのほか』をえらんだときは、( ) の中にアでかいてください。

1 4月か1月までのあいだに、だれかからいじめられたこと(2ページのようなことをされていやだなと感じたこと)がありますか、どちらかをえらんで○をつけてください。

( ) ある ( ) ない  
(アへずんでください) (Bへずんでください)

2 そのいじめはいまもつづいていますか、どちらかをえらんで○をつけてください。

( ) つづいている ( ) つづいていない

3 だれかからいじめられましたか、または、いじめられていますか、あてはまるものすべてに○をつけてください。

( ) おまやクラスのA  
 ( ) おまや学校のべつなクラスのA  
 ( ) ほかの学校のA  
 ( ) ほかの学校のB

4 どのようないじめをうけましたか、または、うけていますか、あてはまるものすべてに○をつけてください。

( ) ひやかされたり、からかわれたり、わるぐちやいやなことせいわれたりする。  
 ( ) なかせはづれにされたり、みんなにむしされたりする。  
 ( ) かまくつかられたり、なぐられたり、けられたりする。  
 ( ) ひどくなぐられたり、たたかれたり、けられたりする。  
 ( ) おまやじぶんのもをとりられる。  
 ( ) じぶんのもをかくされたり、よごされたり、こわされたりする。  
 ( ) いやなことやはずかしいこと、あぶないことせされたり、させられたりする。  
 ( ) パソコン、スマートフォンやけいたいでんわをつかって、いやなことせされる。  
 ( ) その他 ( )

5 いじめられたことを、だれかにはなしましたが、どちらかをえらんで○をつけてください。

( ) はなした ( ) はなさなかった  
(5-①へずんでください) (Bへずんでください)

3

① 「はなした」とこたえたAは、だれにはなしましたが、あてはまるものすべてに○をつけてください。

( ) じぶんのクラスのたんにんのA  
 ( ) ほかのクラスのA  
 ( ) こうちようAやきょうとうA  
 ( ) ほけんしつA  
 ( ) スクールカウンセラーのA  
 ( ) うちのA  
 ( ) ともだち  
 ( ) うちのちかくのA  
 ( ) そのほかのA ( )

6 4月か1月までのあいだに、だれかからいじめたことがありますか、どちらかをえらんで○をつけてください。

( ) ある ( ) ない  
(A-①、②、③へずんでください) (アへずんでください)

① どのようないじめをしましたか、あてはまるものすべてに○をつけてください。

( ) ひやかしたり、からかわったり、わるぐちやいやなことせいつたりした。  
 ( ) なかせはづれにしたり、みんなむししたりした。  
 ( ) かまくつかられたり、なぐられたり、けられたりした。  
 ( ) ひどくなぐられたり、たたかれたり、けられたりした。  
 ( ) ほかのAからおまやものをとった。  
 ( ) ほかのAのもをかくしたり、よごしたり、こわしたりした。  
 ( ) いやなことやはずかしいこと、あぶないことせしたり、させたりした。  
 ( ) パソコン、スマートフォンやけいたいでんわをつかって、いやなことをした。  
 ( ) その他 ( )

4

② だれかをいじめたのはなぜですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

( ) あいてのからだつきやお、こうどうなどがおもしろいから  
 ( ) あいてのせいかくやこうどうがきらいだから  
 ( ) あいてにいじめられたことへのいさかしま  
 ( ) まわりの人からいじめられていたから  
 ( ) ほかに人からいじめられたから  
 ( ) その他か ( )

③ いまは、いじめをしていないひとにききます。いじめをしないのはなぜですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(いま、いじめをしていない人のみこたえてください)

( ) クラスがかわったり、あいての人が転校したりして、あわなくなったから  
 ( ) あいての人が学校をやむなどして、あわなくなったから  
 ( ) いやなことやいじめたりすることは、わるいことだときがついたから  
 ( ) 先生からもういもうけたから  
 ( ) あいての人からやめてほしいといわれたから  
 ( ) ともだちやうちの人がなからやめるようにならういされたから  
 ( ) まわりの人がやめたから  
 ( ) じぶんがあきたから  
 ( ) その他か ( )

7 4月か11月か12月か、だれかが、だれかをいじめているのを見たことがありますか。どちらかをえらんで○をつけてください。

( ) ある ( ) ない  
 (8へすすんでください) (9へすすんでください)

5

8 いじめをみたとき、どうしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

( ) いじめている人にもういた  
 ( ) そのまじりでまてみていた  
 ( ) そのまじりから離れた  
 ( ) 先生に話した  
 ( ) おなじくおのともだちやぐんがうえの人に話した  
 ( ) うちの先生に話した  
 ( ) いじめられている人のうちのの人に話した  
 ( ) うちのまわりの人に話した  
 ( ) いじめられている人をはなれさせてあげた  
 ( ) いじめられている人をはなれさせてあげた  
 ( ) その他か ( )

9 8までにこたえたことのほかに、いじめについて、だれかにきいてもらいたいことがありますか。どちらかに○をつけてください。

( ) ある ( ) ない

「ある」に○をつけたひとは、それどんなことをかきかいてください。

6

10 つらいことやこまったことがあったときに、まわりのおとなのひとにしてほしいことはありますか。じゅうかいてください。

◎うちの人にしてほしいこと

◎学校の先生にしてほしいこと

◎ちいさな人など、そのほかのおとなにしてほしいこと

11 いじめをなくするために、どのようなことをしていけばよいとおもいますか。じゅうかいてください。

7

平成28年度 別紙2

**仙台市いじめ実態把握調査**  
(小学校4～6年生用)

それぞれの質問を読んで一番あてはまる答えを選んでください。  
 みなさんと一緒に、楽しい学校生活を作り上げていくための調査です。  
 正しい気持ちで質問に答えてください。

学校からのメッセージ

学校長 ○○○ ○○

仙台市教育委員会

1

学年 組 性別 男 女  
名前 ( )

答える前に読んでください

はじめは、次のようなことを経験からされ、とても嫌だと感じることです。

- 冷やかされたり、からかわれたり、悪口や嫌なことを言われたりする。  
例・着席や立ち上がりなどを冷やかされたり、からかわれたりする。  
・嫌がっていることを言われたり、嫌なまねで笑われたりする。  
・強いい方で罵られる。  
・聞こえるように遠くから悪口を言われる。
- 仲間はずれにされたり、みんなに最後されたりする。  
例・宿題や遊びのからはずされる。  
・避けられたり、にらまれたりする。  
・自分の仲間を悪く罵りすなどを頼らないようにされる。
- 軽くぶつかられたり、殴られたり、けられたりする。  
○ひどく殴られたり、たたかれたり、けられたりする。
- お金や自分の物をとられる。  
例・お金や物を持ってくように命令される。
- 自分の物を隠されたり、汚されたり、壊されたりする。  
例・持ち物を隠されたり、持ち物にいたずらされたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危ないことをされたり、させられたりする。  
例・罰を食われる。  
・高いところから飛び降りるように命令される。  
・下品なことや言いたくないことを言うように命令される。
- パソコン、スマートフォンや携帯電話を使って、嫌なことをされる。  
例・ネット上に悪口を食ふこまれる。  
・ネット上で勝手に写真や動画を撮られる。

2

次の1から10までの質問について、あてはまるものに○をつけてください。

「その他」を選んだ場合は、( )の中になで書いてください。

- 1 4月から今までの間にいじめられたこと(2ページのようなことをされて嫌だと感じたこと)がありますか、どちらかに○をつけてください。  
( ) あり (2へ進んでください) ( ) ない (6へ進んでください)
- 2 いじめは今も続いていますか、どちらかを○をつけてください。  
( ) 続いている ( ) 続いていない
- 3 誰からいじめられましたか、または、今いじめられていますか、あてはまるものすべてに○をつけてください。  
( ) 同じクラスの人  
( ) おなじ学年の別なクラスの人  
( ) 上の学年など他学年の人  
( ) 他の学校の人
- 4 どのようないじめを受けましたか、または、受けていますか、あてはまるものすべてに○をつけてください。  
( ) 冷やかされたり、からかわれたり、悪口や嫌なことを言われたりする。  
( ) 仲間はずれにされたり、みんなに最後されたりする。  
( ) 軽くぶつかられたり、殴られたり、けられたりする。  
( ) ひどく殴られたり、たたかれたり、けられたりする。  
( ) お金や自分の物をとられる。  
( ) 自分の物を隠されたり、汚されたり、壊されたりする。  
( ) 嫌なことやはずかしいこと、危ないことをされたり、させられたりする。  
( ) パソコン、スマートフォンや携帯電話を使って、嫌なことをされる。  
( ) その他 ( )

3

- 5 いじめられたことを、誰かに相談しましたが、どちらかに○をつけてください。  
( ) 相談した ( ) 相談しなかった  
(5へ進んでください) (6へ進んでください)
- ① 「相談した」と相談した人は誰に相談しましたが、または、相談していますか、あてはまるものすべてに○をつけてください。  
( ) 自分のクラスの担任の先生  
( ) 自分のクラス以外の先生  
( ) 校長先生や教頭先生  
( ) 保健室の先生  
( ) スクールカウンセラーの先生  
( ) 家の人  
( ) 友達  
( ) 近隣の人  
( ) その他の人 ( )
- 6 4月から今までの間に、誰かがいじめたことがありますか、どちらかに○をつけてください。  
( ) あり ( ) ない  
(6へ進んでください) (7へ進んでください)
- ① どのようないじめをしましたか、あてはまるものすべてに○をつけてください。  
( ) 冷やかしたり、からかわったり、悪口や嫌なことを言ったりした。  
( ) 仲間はずれにしたり、みんなに最後したりした。  
( ) 軽くぶつかったり、殴ったり、けったりした。  
( ) ひどく殴ったり、たたいたり、けったりした。  
( ) 他の人からお金や物をとった。  
( ) 他を人の物を隠したり、汚したり、壊したりした。  
( ) 嫌なことやはずかしいこと、危ないことをしたり、させたりした。  
( ) パソコン、スマートフォンや携帯電話を使って、嫌なことをした。  
( ) その他 ( )

4

- ② いじめた理由はどうなことでしたか、あてはまるものすべてに○をつけてください。  
( ) 相手の服や体つき、髪型や特徴、いじめたときの状況などがおもしろいから  
( ) 相手の行動(ふるまい、ようす)や言うことなどが気に入らなかったから  
( ) 相手にいじめられた仕返しから  
( ) 周りの人もしているから  
( ) 他の人に命令されなかったから  
( ) その他 ( )
- ③ 今後は、いじめを行っていない人に聞きます。いじめを行っていない理由として、あてはまるものすべてに○をつけてください。(今現在、いじめを行っていないのみ回答してください)  
( ) クラス替えや転校によって、相手とのかわりが変わったから  
( ) 相手や家族を嫌むなどして、変わらなくなったから  
( ) 嫌なことや言ったりしたりすることは、自分で悪いことだと気付いたから  
( ) 先生から注意を受けたから  
( ) 相手からやめてほしいといわれたから  
( ) 友達や家族などからやめるように注意されたから  
( ) 周りの人がやめたから  
( ) 自分があきらめたから  
( ) その他 ( )
- 7 4月から今までの間に、誰かが人はいじめているのを見たことがありますか、どちらかに○をつけてください。  
( ) あり ( ) ない  
(8へ進んでください) (9へ進んでください)

5



次の1から10までの質問について、あてはまるものに○を記入してください。  
「その他」を選ぶ場合は、□の中に簡単に文章を書いてください。

- 1 4月から今までの間にいじめられた(2ページのようなことをされて嫌な思いをした)ことがありますか、どちらかを選んで○を記入してください。
- ( ) ある(2へ進んでください) ( ) ない(8へ進んでください)
- 2 いじめは今も続いていますか、どちらかを選んで○を記入してください。
- ( ) 続いている ( ) 続いていない
- 3 誰からいじめられましたか、または、今いじめられていますか。あてはまるものすべてに○を記入してください。
- ( ) 同じクラスの同級生  
( ) 別なクラスの同級生  
( ) 上級生などの他学年の人  
( ) 同じ部活動の人  
( ) 学校の先生
- 4 どのようないじめを受けましたか、または、受けていますか。あてはまるものすべてに○を記入してください。

- ( ) 冷やかしかつからかい、悪口や噂し文句、嫌なことを言われる。  
( ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。  
( ) 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。  
( ) ひどくぶつかったり、叩かれたり、蹴られたりする。  
( ) 食品をたかされる。  
( ) 食品を壊されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。  
( ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。  
( ) パソコン、スマートフォンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。  
( ) その他

\*その他に○をつけた人は、具体的に記入してください。

3

- 5 いじめを受けた人は、誰かに相談しましたか。どちらかを選んで○を記入してください。

- ( ) 相談した ( ) 相談しなかった  
(8へ進んでください) (6へ進んでください)

- ① 「相談した」と回答した人は誰に相談しましたか、または、相談していますが、あてはまるものすべてに○を記入してください。

- ( ) 自分のクラスの担任の先生  
( ) 自分のクラス以外の先生  
( ) 校長先生・教頭先生  
( ) 家庭の先生  
( ) スクールカウンセラー  
( ) 家族  
( ) 友達・先輩  
( ) 地域の人  
( ) その他

\*その他に○をつけた人は、具体的に記入してください。

- 6 4月から今までの間に、誰かをいじめたことがありますか、どちらかを選んで○を記入してください。

- ( ) ある ( ) ない  
(8へ進んでください) (7へ進んでください)

- ① どのようないじめをしましたか、あてはまるものすべてに○を記入してください。

- ( ) 冷やかしかつからかい、悪口や噂し文句、嫌なことを言った。  
( ) 仲間はずれ、集団による無視をした。  
( ) 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした。  
( ) ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした。  
( ) 食品をたかした。  
( ) 食品を壊したり、盗んだり、壊したり、捨てたりした。  
( ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたり、させたりした。  
( ) パソコン、スマートフォンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをした。  
( ) その他

\*その他に○をつけた人は、具体的に記入してください。

4

- ② いじめの原因として、あてはまるものすべてに○を記入してください。

- ( ) 相手の悪態(屁・尿・体臭)や行動(ふるまい・ようす・反応)などがおもしろいから  
( ) 相手の行動(ふるまい・ようす)や言うことなどが気に入らないから  
( ) 相手がいじめられた仕返しから  
( ) 周りの人もしているから  
( ) 知の人に命令され断れなかったから  
( ) その他

\*その他に○をつけた人は、具体的に記入してください。

- ③ 今現在は、いじめを行っていない人になすねます。いじめを行っていない理由として、あてはまるものすべてに○を記入してください。(今現在、いじめを行っていない人のみ回答してください)

- ( ) クラス替え・転校を機に相手との接触が断つたから  
( ) 相手が学校生活を休むなどで、姿を見せなくなったから  
( ) 自主的に反省したから  
( ) 先生から注意や指導を受けたから  
( ) 相手からやめてほしいと言われたり、反撃を受けたりしたから  
( ) 友達や上級生、家族などからやめるように注意されたから  
( ) 周りの人がやめたから  
( ) 自分があきらめたから  
( ) その他

\*その他に○をつけた人は、具体的に記入してください。

- 7 4月から今までの間に、いじめを見たり聞いたりしたことがありますか、どちらかを選んで○を記入してください。

- ( ) ある ( ) ない  
(8へ進んでください) (9へ進んでください)

5

- 8 いじめを見た時聞いたりしたとき、どうしましたか。あてはまるものすべてに○を記入してください。

- ( ) やめるように注意した  
( ) その場で黙ってみていた  
( ) その場を逃げ去った  
( ) 先生に相談した  
( ) 友達や先輩に相談した  
( ) 家族に相談した  
( ) いじめられている人の家族に話した  
( ) 地域の人に話した  
( ) いじめられている人の話を聞いた  
( ) いじめられている人に声をかけた  
( ) その他

\*その他に○をつけた人は、具体的に記入してください。

- 9 8までの回答以外で、いじめに関して誰かに相談したいことがありますか、どちらかを選んで○を記入してください。

- ( ) ある ( ) ない

\*「ある」に○をつけた人は、それがどんなことを書いてください。

6

10 つらいことや困ったことが起きたときに、周りの大人にしてほしいことはありますか、自由に記入してください。

◎家族にしてほしいこと

◎学校の先生にしてほしいこと

◎地域の人など、その他の大人にしてほしいこと

11 いじめをなくすために、どのようなことをしていけばよいと考えますか、自由に記入してください。

7

**いじめの簡易アンケートについて**

1 目的  
生徒の抱える問題を早期に把握し、早期に対応できるよう、定期的に簡易アンケートを行う。

2 実施方法  
(1) 簡易アンケートは、無記名とし、月1回程度は実施し、学級経営等の参考とする（年1～3回実施している学校独自のアンケート調査を行うほか、それ以外の月は簡易アンケートを行う）。  
(2) 簡易アンケート様式の例

**学校生活アンケート**

年 組 (男・女)

このアンケートは、皆さんが、安心して学校生活を過ごせるように行います。当てはまるところに○をつけてください。

1 学校生活は楽しいですか。  
(1) 楽しい (2) ふつう (3) 楽しくない

2 今、先生に相談したいことはありますか。  
(1) ある (2) ない

3 今、誰かにいじめられていますか。  
(1) いる (2) いない (3) 答えられない

4 この頃、誰かがいじめられているのを見たことがありますか。  
(1) ある (2) ない

(3) 活用例  
「学校が楽しくない」「相談したいことがある」「いじめられている」又は「答えられない」「いじめられているのを見たことがある」にチェックされている場合は、追調査等を行う。追調査には、観察、面接、再調査などが考えられる。

**いじめの実態把握に関する調査**

いじめはどのような理由があるとしても、決して許されることではありません。いじめは、「他人や集団から、心や体を傷つけるような行為をされて、大抵つらい思いをしているもの」と考えることが出来ます。ネット上で他人を傷つける書き込みをしている事も多く見られます。いじめは、いじめられている人の立場に立つて考えることが大切です。この調査は、いじめの加害者や被害者を特定するものではなく、皆さんが安心してこれからの学校生活を過ごすことができるようにしていただくためのものです。正確な思いを記入してください。

1 性別 ①男子 ②女子

2 学年 ①1学年 ②2学年 ③3学年 ④4学年

3 あなたは、この学年になっていじめの被害を受けたことがありますか。  
①ある いつ頃(月)から(月)まで  
②ない

4 それはどのような人によるものですか。(複数回答可)

①同じクラスの生徒  
②同じ学年の生徒  
③上級生  
④下級生  
⑤同じ部活動の生徒  
⑥他の学校の生徒  
⑦その他( )

5 どのようにいじめられましたか。(複数回答可)

①声かけしやめられ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。  
②仲間はずれ、集団による無視をされる。  
③軽くぶつかわられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、罵られたりする。  
④ひどくぶつかわられたり、叩かれたり、罵られたりする。  
⑤お金をたかれる。  
⑥お面を被せられたり、盗まれたり、捕まったり、捨てられたりする。  
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。  
⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。  
⑨その他( )

6 いじめられた時、どう対応しましたか。

①周りの人に助けを求めた。  
②やめるように言い返した。  
③我慢した。  
④逃げた。  
⑤泣いた。  
⑥その他( )

7 いじめられたことを誰かに相談しましたか。(複数回答可)

①担任  
②学級教師  
③その他の教員  
④スクールカウンセラー  
⑤保護者や家族  
⑥友人  
⑦その他(地域の人など)( )  
⑧誰にも相談していない

8 相談した後、あなたへのいじめはどのようにになりましたか。

①いじめられなくなった。  
②お断りにひどくいじめられるようになった。  
③前と変わらない。

9 この学年になってから、いじめを自覚したことがありますか。  
①ある ②ない

10 あなたは、いじめを見た時、どうしましたか。

①一人でいじめを止めた。  
②友人と一緒にいじめを止めた。  
③先生等に相談した。  
④何もなかった。

11 いじめについて、どう思いますか。(複数回答可)

①どんな理由であっても、いじめは絶対にいけないことだ。  
②いじめを止めたら、自分もいじめられないが不安だ。  
③人のことであるから、気にしない。  
④自分がいじめに遭ったら、誰かに相談したい。  
⑤いじめをするのは、恥ずかしいことだ。

**STOP いじめ!**

かくしょう・とよかず Toyokazu Kakusho  
よこやま・きよし Kiyoshi Yokoyama  
むらき・やすひさ Yasuhisa Muraki